

令和元年 6 月

第 3 回 人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和元年6月第3回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第33号	令和元年度 人吉市一般会計補正予算（第2号）
議第34号	令和元年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第35号	令和元年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第36号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第37号	人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議第38号	人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について
議第39号	人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第40号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議第41号	人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議第42号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議第43号	人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について
議第44号	人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第45号	人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について
議第46号	人吉市介護予防拠点施設岳寿館条例の一部を改正する条例の制定について
議第47号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第48号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第49号	人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について
議第50号	人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について
議第51号	人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第52号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議第53号	人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改

	正する条例の制定について
議第 5 4 号	人吉市森林環境整備基金条例の制定について
議第 5 5 号	市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 6 号	人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 7 号	損害の賠償について
諮第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報第 1 号	平成 3 0 年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報第 2 号	平成 3 0 年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 3 号	平成 3 0 年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
報第 4 号	球磨川くんだり株式会社の経営状況について（第 5 7 期決算報告書及び第 5 8 期事業計画書）

議第 3 6 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 7 号	人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 8 号	人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 9 号	人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 0 号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 1 号	人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 2 号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 3 号	人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 4 号	人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 5 号	人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 6 号	人吉市介護予防拠点施設岳寿館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 7 号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 8 号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 9 号	人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 0 号	人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 1 号	人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 2 号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 3 号	人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 4 号	人吉市森林環境整備基金条例の制定について
議第 5 5 号	市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 6 号	人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和元年6月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 4 0 市長等の給料月額は、令和元年 7 月 1 日から現にそれぞれの職にある者の任期満了の日（任期の途中において退職したときは当該退職の日）までの間、別表第 1 の規定にかかわらず、同表の額から、市長にあつては当該額に 1 0 分の 2 を乗じて得た額を減じた額とし、副市長にあつては当該額に 1 0 分の 1 を乗じて得た額を減じた額とし、教育長及び常勤の監査委員にあつては当該額に 2 0 分の 1 を乗じて得た額を減じた額とする。
- 4 1 前項の規定の適用を受けている者が退職した場合における人吉市長等の退職手当の支給に関する条例第 3 条に規定する給料月額は、別表第 1 に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市長等の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 7 号

人吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

人吉市行政財産使用料条例（平成 2 年人吉市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例

人吉市カルチャーパレス条例（昭和59年人吉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1ホール棟の部を次のように改め、同表屋外集会場の項中「3,150円」を「3,300円」に、「7,870円」を「8,250円」に、「14,170円」を「14,850円」に、「4,720円」を「4,950円」に、「11,020円」を「11,550円」に、「6,300円」を「6,600円」に、「1,890円」を「1,980円」に改め、同表附属設備等の項中「10,500円」を「11,000円」に改める。

ホール棟	大ホール (基本セット付)	平日	16,500	41,250	67,100	24,750	57,750	33,000	—	—	9,900	7,260
		土曜、 日曜及 び休日	19,800	49,500	80,300	29,700	69,300	39,600	—	—	11,880	
	小ホール (基本セット付)	平日	6,600	16,500	26,400	9,900	23,100	13,200	—	—	3,960	3,960
		土曜、 日曜及 び休日	7,920	19,800	31,900	11,880	27,720	15,840	—	—	4,730	
	リハーサル室		1,100	2,420	3,960	1,320	2,860	1,540	—	—	440	—
	第1楽屋(和室)		1,100	2,420	3,960	1,320	2,860	1,540	—	—	440	—
	第2楽屋		1,100	2,420	3,960	1,320	2,860	1,540	—	—	440	—
	第3楽屋		1,100	2,420	3,960	1,320	2,860	1,540	—	—	440	—
	主催者控室		660	1,430	2,420	770	1,760	990	—	—	330	—

別表第2中「210円」を「220円」に、「100円」を「110円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(提案理由)

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 9 号

人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

人吉市立学校施設の使用に関する条例（昭和 5 2 年人吉市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表人吉西小学校運動場夜間照明施設、大畑小学校運動場夜間照明施設、西瀬小学校運動場夜間照明施設の項中「1, 5 1 0 円」を「1, 5 4 0 円」に、「1, 2 0 0 円」を「1, 2 3 0 円」に改め、同表人吉東小学校体育館、人吉西小学校体育館、東間小学校体育館、大畑小学校体育館、西瀬小学校体育館、中原小学校体育館、第一中学校体育館、第二中学校体育館、第三中学校体育館の項中「1 0 0 円」を「1 1 0 円」に、「2 1 0 円」を「2 2 0 円」に、「3 2 0 円」を「3 3 0 円」に、「3 7 0 円」を「3 8 0 円」に、「1 2 0 円」を「1 3 0 円」に、「2 3 0 円」を「2 4 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第 4 0 号

人吉市公民館条例の一部を改正する条例

人吉市公民館条例（昭和 6 0 年人吉市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

施設名		使用料 (1 時間につき)	冷暖房料 (1 時間につき)
人吉市中原公民館	和室 1	2 2 0 円	2 2 0 円
	和室 2	2 2 0 円	2 2 0 円
	大会議室	2 2 0 円	2 2 0 円
	会議室	2 2 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	2 2 0 円
	配送作業室	2 2 0 円	2 2 0 円
人吉市大畑公民館	和室	2 2 0 円	2 2 0 円
	会議室	1 4 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	
	保健室	1 4 0 円	
	体育館	2 2 0 円	
人吉市西瀬公民館	和室	2 2 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	
	体育館	2 2 0 円	
人吉市東間公民館	和室	2 2 0 円	2 2 0 円
	会議室	2 2 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	
	体育館	2 2 0 円	
人吉市東・西公民館	和室 1	2 2 0 円	2 2 0 円
	和室 2	2 2 0 円	2 2 0 円

	会議室 1	4 4 0 円	4 4 0 円
	会議室 2	4 4 0 円	4 4 0 円
	多目的室	2 9 0 円	3 1 0 円
	調理室	7 3 0 円	
	工房	2 2 0 円	2 2 0 円
	体育館(バドミントンコート 1 面)	2 2 0 円	
人吉市東間公民館 大塚分館	和室	2 2 0 円	2 2 0 円
	大会議室	2 2 0 円	
人吉市西瀬公民館 鹿目分館	会議室 1	2 2 0 円	2 2 0 円
	会議室 2	2 2 0 円	

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(提案理由)

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第 4 1 号

人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

人吉市コミュニティセンター条例（昭和 6 0 年人吉市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

施設名		使用料 (1 時間につき)	冷暖房料 (1 時間につき)
人吉市中原コミュニティセンター	和室 1	2 2 0 円	2 2 0 円
	和室 2	2 2 0 円	2 2 0 円
	大会議室	2 2 0 円	2 2 0 円
	会議室	2 2 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	2 2 0 円
	配送作業室	2 2 0 円	2 2 0 円
人吉市大畑コミュニティセンター	和室	2 2 0 円	2 2 0 円
	会議室	1 4 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	
	保健室	1 4 0 円	
	体育館	2 2 0 円	
人吉市西瀬コミュニティセンター	和室	2 2 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	
	体育館	2 2 0 円	
人吉市東間コミュニティセンター	和室	2 2 0 円	2 2 0 円
	会議室	2 2 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	
	体育館	2 2 0 円	
人吉市東・西コミュニティセンター	和室 1	2 2 0 円	2 2 0 円
	和室 2	2 2 0 円	2 2 0 円

	会議室 1	4 4 0 円	4 4 0 円
	会議室 2	4 4 0 円	4 4 0 円
	多目的室	2 9 0 円	3 1 0 円
	調理室	7 3 0 円	
	工房	2 2 0 円	2 2 0 円
	体育館(バドミントンコート 1 面)	2 2 0 円	
人吉市東間コミュニティセンター大塚分館	和室	2 2 0 円	2 2 0 円
	大会議室	2 2 0 円	
人吉市西瀬コミュニティセンター鹿目分館	会議室 1	2 2 0 円	2 2 0 円
	会議室 2	2 2 0 円	

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(提案理由)

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

人吉市体育施設条例の一部を改正する条例

人吉市体育施設条例（平成 8 年人吉市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「別表」を「別表第 1 から別表第 9 まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 1 1 条関係）

人吉市第一市民運動広場

区分	基準額	
	一般	高校生以下
夜間照明施設 1 面 1 時間につき	1, 5 4 0 円	1, 2 3 0 円

備考

1 高校生以下の者と一般の者とが一緒に利用する場合の基準額は、一般とする。ただし、一般の者が指導者や大会役員の場合を除く。

2 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。

別表第 2（第 1 1 条関係）

人吉市村山公園テニスコート

区分	基準額	
	一般	高校生以下
夜間照明施設 1 面 1 時間につき	5 5 0 円	4 4 0 円

備考

1 高校生以下の者と一般の者とが一緒に利用する場合の基準額は、一般とする。ただし、一般の者が指導者や大会役員の場合を除く。

2 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。

別表第 3（第 1 1 条関係）

人吉市弓道場

区分				基準額	
				一般	高校生以下
近的	全面専用	1 時間に つき	9 時～1 8 時	2 2 0 円	1 7 0 円
			1 8 時～2 2 時	3 3 0 円	2 6 0 円
	一部専用	1 時間に つき	9 時～1 8 時	1 1 0 円	8 0 円
			1 8 時～2 2 時	1 6 0 円	1 3 0 円

遠的	全面専用 1時間につき	9時～18時	110円	80円
		18時～22時	160円	130円
個人	1人1時間につき	9時～18時	60円	50円
		18時～22時	90円	70円

備考

- 1 一部専用とは、施設の面積の2分の1以下の部分を利用する場合をいう。
- 2 専用利用において、高校生以下の者と一般の者が一緒に利用する場合の基準額は、一般とする。ただし、一般の者が指導者や大会役員の場合を除く。
- 3 利用時間の延長又は繰上げに係る利用料金の額は、9時以前に利用する場合は9時～18時の区分、22時以降に利用する場合は18時～22時の区分に定める基準額とする。
- 4 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とみなす。

別表第4（第11条関係）

人吉市射撃場

区分	基準額
射撃場施設 1人1回入場につき	330円

別表第5（第11条関係）

人吉市市民プール

1 一般利用

区分		基準額	
		昼間	夜間
普通券	小学生以下 1人1回につき	80円	110円
	中学生 1人1回につき	120円	160円
	高校生以上 1人1回につき	160円	220円

備考

- 1 回数券（11回分）の額は、普通券（1回分）の10倍とする。
- 2 20人以上の団体の場合の利用料金は、3割引の額とする。

2 専用利用

区分		基準額	
		一般	高校生以下
50mプール 1時間につき		3,300円	2,640円

25mプール	1時間につき	2,200円	1,760円
幼児プール（A）	1時間につき	1,650円	1,320円
幼児プール（B）	1時間につき	1,650円	1,320円

備考

1 専用利用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合の利用料金は、専用利用の基準額にその徴収する1人当たりの最高入場料金（税込み）の100倍を加算した額とする。

2 高校生以下の者と一般の者とが一緒に利用する場合の基準額は、一般とする。ただし、一般の者が指導者や大会役員の場合を除く。

3 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とみなす。

別表第6（第11条関係）

球磨川トレーニングセンター

区分	基準額	
	一般	高校生以下
トレーニング室 1人1回につき	140円	110円

別表第7（第11条関係）

人吉スポーツパレス

1 アリーナ

(1) 専用利用

区分			基準額	
			一般	高校生以下
入場料 金等を 徴収し ない場 合	アマチュ アスポー ツで利用 する場合	大アリーナ 1時間につき	1,650円	1,320円
		小アリーナ 1時間につき	660円	520円
	その他	大アリーナ 1時間につき	6,600円	5,280円
		小アリーナ 1時間につき	2,640円	2,110円
		営利を目的として利用する場合は、上記基準額の10割増しをした額		
入場料 金等を 徴収す る場合	アマチュ アスポー ツで利用 する場合	大アリーナ 1時間につき	3,300円	2,640円
		小アリーナ 1時間につき	1,320円	1,050円
	その他	大アリーナ 1時間につき	9,900円	7,920円

	小アリーナ 1時間につき	3,960円	3,160円
	営利を目的として利用する場合は、上記基準額に最高入場料金（税込み）の100倍を加算した額		

備考

- 1 高校生以下の者と一般の者とが一緒に利用する場合の基準額は、一般とする。ただし、一般の者が指導者や大会役員の場合を除く。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とみなす。

(2) 一部利用

区分	基準額	
	一般	高校生以下
ハンドボールコート 1面1時間につき	1,320円	1,050円
バスケットボールコート 1面1時間につき	550円	440円
バレーボールコート 1面1時間につき	550円	440円
バドミントンコート 1面1時間につき	330円	260円
卓球台 1台1時間につき	220円	170円

備考

- 1 高校生以下の者と一般の者とが一緒に利用する場合の基準額は、一般とする。ただし、一般の者が指導者や大会役員の場合を除く。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とみなす。

(3) 個人利用

区分		基準額	
		一般	高校生以下
トレーニング室（中学生以上）	個人利用券 1人2時間につき	330円	260円
	回数券（11回分）	3,300円	2,600円
ジョギングコース 1人2時間につき（他の有料施設と併用して利用する場合を除く。）		110円	80円

2 会議室

区分	基準額
会議室 1 時間につき	3 3 0 円

備考 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。

3 武道場

(1) 専用利用

区分			基準額	
			一般	高校生以下
入場料金等を徴収しない場合	第 1 又は第 2 武道場	全面専用 1 時間につき	5 5 0 円	4 4 0 円
		一部専用 1 時間につき	2 7 0 円	2 2 0 円
入場料金等を徴収する場合	第 1 又は第 2 武道場	全面専用 1 時間につき	1, 6 5 0 円	1, 3 2 0 円
		一部専用 1 時間につき	8 2 0 円	6 6 0 円

備考

- 1 一部専用とは、施設の面積の 2 分の 1 以下の部分を利用する場合をいう。
- 2 高校生以下の者と一般の者が一緒に利用する場合の基準額は、一般とする。ただし、一般の者が指導者や大会役員の場合を除く。
- 3 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。

(2) 一部又は個人利用

区分		基準額	
		一般	高校生以下
第 1 又は第 2 武道場 1 人 2 時間につき		1 1 0 円	8 0 円

4 冷暖房設備

区分	基準額
大アリーナ 1 時間につき	1 1, 0 0 0 円
会議室、控室、幼児体育室及び更衣室 1 時間につき	3 3 0 円

備考 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。

5 附属設備等

区分	基準額
附属設備等	1 1, 0 0 0 円以内で規則で定める基準額

別表第 8（第 11 条関係）

川上哲治記念球場

1 施設利用

区分		基準額
入場料金等を徴収しない場合	プロ野球 1 チーム 1 時間につき	4, 400 円
	一般 1 時間につき	880 円
	高校生以下 1 時間につき	440 円
	営利を目的として利用する場合は、上記基準額の 10 割増しをした額	
入場料金等を徴収する場合	プロ野球 1 チーム 1 時間につき	4, 400 円
	一般 1 時間につき	1, 760 円
	高校生以下 1 時間につき	880 円
	営利を目的として利用する場合は、上記基準額に最高入場料金（税込み）の 100 倍を加算した額	

備考

- 1 高校生以下の者と一般の者が一緒に利用する場合の基準額は、一般とする。ただし、一般の者が指導者や大会役員の場合を除く。
- 2 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。

2 冷暖房設備

区分	基準額
1 時間につき	330 円

備考 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。

別表第 9（第 11 条関係）

人吉市相撲場

区分	基準額	
	一般	高校生以下
アマチュアスポーツで利用する場合 1 時間につき	270 円	220 円
その他 1 時間につき	1, 100 円	880 円

備考

- 1 高校生以下の者と一般の者が一緒に利用する場合の基準額は、一般とする。ただし、一般の者が指導者や大会役員の場合を除く。
- 2 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。

附 則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる利用料金の基準額について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第 4 3 号

人吉城歴史館条例の一部を改正する条例

人吉城歴史館条例（平成 1 7 年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表一般の項中「2 0 0 円」を「2 1 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる観覧料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第 4 4 号

人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年人吉市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条中「3 パーセント」を「1. 5 パーセント」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 1 5 条第 1 項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 1 2 条」を「第 1 1 条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 1 6 号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 4 5 号

人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する
条例

人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例（平成 2 2 年人吉市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表フロア 1 の項及びフロア 2 の項中「2 1 0 円」を「2 2 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第46号

人吉市介護予防拠点施設岳寿館条例の一部を改正する条例

人吉市介護予防拠点施設岳寿館条例（平成15年人吉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

人吉市水道条例の一部を改正する条例

人吉市水道条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条の表専用給水装置及び共用給水装置の項中「7 8 8. 4 円」を「8 0 3. 0 円」に、「9 5 0. 4 円」を「9 6 8. 0 円」に、「1, 0 6 9. 2 円」を「1, 0 8 9. 0 円」に、「1, 6 0 9. 2 円」を「1, 6 3 9. 0 円」に、「2, 6 8 9. 2 円」を「2, 7 3 9. 0 円」に、「3, 2 1 8. 4 円」を「3, 2 7 8. 0 円」に、「1 0. 8 円」を「1 1. 0 円」に、「4 3. 2 円」を「4 4. 0 円」に、「1 6 7. 4 円」を「1 7 0. 5 円」に、「3 0 8. 8 円」を「3 1 4. 6 円」に改め、同表私設消火栓の項中「4 6 3. 3 円」を「4 7 1. 9 円」に、「1, 8 6 5. 1 円」を「1, 8 9 9. 7 円」に、「4, 7 7 5. 7 円」を「4, 8 6 4. 2 円」に改める。

第 2 8 条第 1 項の表中「1 0, 8 0 0 円」を「1 1, 0 0 0 円」に、「2 5, 9 2 0 円」を「2 6, 4 0 0 円」に、「4 2, 1 2 0 円」を「4 2, 9 0 0 円」に、「1 2 7, 4 4 0 円」を「1 2 9, 8 0 0 円」に、「2 2 1, 4 0 0 円」を「2 2 5, 5 0 0 円」に、「5 7 5, 6 4 0 円」を「5 8 6, 3 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 2 2 条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年 1 0 月 3 1 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる料金及び加入金について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

人吉市下水道条例の一部を改正する条例

人吉市下水道条例（平成 1 0 年人吉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項の表中「1, 6 2 0. 0 円」を「1, 6 5 0. 0 円」に、「2 1 6. 0 円」を「2 2 0. 0 円」に、「2 3 7. 6 円」を「2 4 2. 0 円」に、「2 6 4. 6 円」を「2 6 9. 5 円」に、「2 8 6. 2 円」を「2 9 1. 5 円」に、「2 9 7. 0 円」を「3 0 2. 5 円」に、「3 2. 4 円」を「3 3. 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 1 6 条の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から令和元年 1 0 月 3 1 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第 4 9 号

人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例

人吉市田野活性化センター条例（平成 6 年人吉市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表集会室の項、研修室（Ⅰ）の項及び研修室（Ⅱ）の項中「2 1 0 円」を「2 2 0 円」に改め、同表農産物加工室の項中「5 4 0 円」を「5 5 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第 5 0 号

人吉市農村公園条例の一部を改正する条例

人吉市農村公園条例（平成 8 年人吉市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第 5 1 号

人吉市梢山温泉分湯に関する条例の一部を改正する条例

人吉市梢山温泉分湯に関する条例（平成 7 年人吉市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「年額 1, 1 5 3, 4 4 0 円」を「年額 1, 1 7 4, 8 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第 5 2 号

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例（平成 3 0 年人吉市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) コワーキングスペースの運営に関する業務
別表に次の 1 表を加える。

4 コワーキングスペース

区分	単位	使用料	徴収の時期
共有使用	1 席 3 時間	5 0 0 円	使用時
	1 席 6 時間	8 0 0 円	使用時
	1 席 1 日	1 , 0 0 0 円	使用時
	1 席 1 月 1 法人	2 0 , 0 0 0 円	使用する月の前月の末日。ただし、使用を開始した月の使用料は、使用開始時
	1 席 1 月 1 個人	1 0 , 0 0 0 円	同上
独占使用	1 時間	2 , 0 0 0 円	使用時

備考

- 1 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。
- 2 使用期間に 1 月に満たない端数があるときは、1 月とみなす。
ただし、使用を開始した月の使用料は、日割計算とする。
- 3 コピー機、プリンタ、F A X 等の機器を使用するときは、別に定めるところにより、実費を徴収することができる。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

コワーキングスペースの供用を開始するにあたり、その業務及び使用料を規定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 5 3 号

人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する
条例

人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表貸付けの対象となる法人の項中「くま川下り株式会社」を「球磨川くんだり株式会社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市が資金を貸し付けている第三セクターの名称が変更されたため、条例の一部を改正するものである。

人吉市森林環境整備基金条例

(設置)

第1条 人吉市における民有林を適切に整備し、環境の保全を図るため、人吉市森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に定める財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

森林環境譲与税の当該年度不用額及び後年度における事業に要する費用に充てるための留保を積み立てる目的で基金を設置するため、条例を制定するものである。

議第 5 5 号

市道占用料徴収条例の一部を改正する条例

市道占用料徴収条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる市道占用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第 5 6 号

人吉市都市公園条例の一部を改正する条例

人吉市都市公園条例（昭和 4 8 年人吉市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

第 1 0 条の 2 に次の 1 項を加える。

2 有料公園施設の使用料算定については、前条第 3 項の規定を準用する。

別表第 1 石野公園の部キャンプ場の項中「6 4 0 円」を「6 0 0 円」に、「4 3 0 円」を「4 0 0 円」に改め、同部茶宅の項中「8 6 0 円」を「8 0 0 円」に、「1, 2 9 0 円」を「1, 2 0 0 円」に、「2, 1 6 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料について、円滑かつ適正な転嫁を図るため、条例の一部を改正するものである。

議第 5 7 号

損害の賠償について

市は、市有地内側溝転落事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成 3 0 年 1 1 月 7 日午後 8 時 5 分頃、人吉市総合福祉センターにおいて開催された高齢者虐待防止に関する研修会の参加者が、研修会終了後駐車場に向かって市有地内の通路を歩行中、通路横の側溝に転落し負傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

1 2 8 , 5 0 1 円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため、当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

令和元年 6 月 4 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要である。

諮第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

鶴 崎 順 子

令和元年 6 月 4 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

諮第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

内 藤 純 子

令和元年6月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法（昭和24

年法律第 139 号) 第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

報第 1 号

平成 3 0 年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度人吉市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成30年度 人吉市一般会計継続費繰越計算書

[illegible]

報第2号

平成30年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成30年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	プレミアム付商品券事業(事務費)	円 3,556,000	円 3,556,000	円	円 3,555,000	円	円	円	円 1,000
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	保育所等整備交付金事業	円 113,610,000	円 2,888,000	円	円 1,925,000	円	円	円	円 963,000
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	人吉葉たばこ共同乾燥施設整備事業	円 9,720,000	円 9,720,000						円 9,720,000
	2 林業費	2 林業振興費	単県治山事業矢黒地区斜面修復事業	円 3,575,000	円 3,575,000			円 2,383,000		円 1,192,000	
7 商工費	1 商工費	3 観光費	くま川下り株式会社事業再生支援事業補助金	円 2,000,000	円 2,000,000						円 2,000,000
		6 まち・ひと・しごと総合交流館管理費	まち・ひと・しごと総合交流館施設整備実施設計委託料	円 10,000,000	円 10,000,000				円 9,000,000		円 1,000,000
			まち・ひと・しごと総合交流館施設改修事業	円 303,000,000	円 300,110,000		円 147,500,000		円 152,600,000		円 10,000
8 土木費	2 道路橋梁費	3 道路新設改良費	地方道路等整備事業西間地内第9号線	円 30,000,000	円 20,630,000				円 18,500,000		円 2,130,000
			地方道路等整備事業青井西間線用地取得費	円 28,652,000	円 28,652,000				円 25,700,000		円 2,952,000
			地方道路等整備事業城本西駅線用地取得費	円 204,000	円 58,000						円 58,000
			人吉球磨広域行政組合受託事業 赤池水無第2号線	円 20,500,000	円 20,500,000					円 20,500,000	
			社会資本整備総合交付金事業 大塚桑木津留線	円 18,714,000	円 10,760,000		円 5,233,000		円 4,500,000		円 1,027,000
			社会資本整備総合交付金事業 東漆田石野線	円 11,886,000	円 8,455,000		円 4,057,000		円 3,500,000		円 898,000
			社会資本整備総合交付金事業 中林二中線	円 6,683,000	円 6,355,000		円 3,452,000		円 2,400,000		円 503,000
			社会資本整備総合交付金事業 上原浪床線	円 7,445,000	円 6,746,000		円 3,786,000		円 2,600,000		円 360,000
			社会資本整備総合交付金事業 戸越永葉線	円 7,042,000	円 7,042,000		円 3,950,000		円 2,700,000		円 392,000
			社会資本整備総合交付金事業 田野高原線	円 6,000,000	円 6,000,000		円 2,805,000		円 2,600,000		円 595,000

平成30年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
						既収入 特定財源	未収入特定財源				
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			人吉・球磨スマートIC整備事業	15,025,000	15,025,000		8,429,000		5,900,000	696,000	
		5 橋梁新設改良費	社会資本整備総合交付金事業 羽田橋補修事業	10,163,000	7,463,000		4,126,000		2,900,000		437,000
			社会資本整備総合交付金事業 睡橋補修事業	114,730,000	71,230,000		38,838,000		27,000,000		5,392,000
	4 都市計画費	3 公園整備費	社会資本整備総合交付金事業 石野公園施設改築事業	49,934,000	9,849,000		6,447,000		2,100,000		1,302,000
		4 街路事業費	社会資本整備総合交付金事業 下林願成寺線	59,458,000	47,531,000		26,389,000		18,100,000		3,042,000
10 教育費	2 小学校費	3 学校建設費	人吉西小学校給水設備改修事業	51,445,000	51,445,000		14,722,000		36,700,000		23,000
			小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業	15,544,000	15,544,000		4,593,000		10,900,000		51,000
			人吉東小学校北側ブロック塀改修事業	20,269,000	20,269,000		4,572,000		15,600,000		97,000
	3 中学校費	3 学校建設費	中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業	18,017,000	18,017,000		5,635,000		12,300,000		82,000
	5 社会教育費	5 文化財保護費	中原城跡発掘調査事業	13,156,000	8,667,000					8,667,000	
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	1 農業用施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	1,190,000	1,190,000						1,190,000
			現年発生補助 農業用施設災害復旧事業	1,455,000	1,455,000			1,363,000			92,000
	3 公共土木施設災害復旧費	1 道路橋梁災害復旧費	現年発生補助 道路橋梁災害復旧事業	37,810,000	37,810,000		23,185,000		11,600,000		3,025,000
			道路橋梁単独災害復旧事業	963,000	963,000				900,000		63,000
		5 河川災害復旧費	河川単独災害復旧事業	1,911,000	1,911,000						1,911,000
	4 文教施設災害復旧費	1 公立学校施設災害復旧費	人吉西小学校法面災害復旧事業	2,000,000	2,000,000		1,144,000				856,000
計				995,657,000	757,416,000	0	314,343,000	3,746,000	368,100,000	31,055,000	40,172,000

報第3号

平成30年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成30年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成30年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

平成30年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			不用額	説 明
						企業債	工事負担金	当年度分 損益勘定 留保資金		
1	1	古仏頂水源地環境整備工事	円 11,390,532	円	円 11,390,532	円	円	円 11,390,532	円 0	施工にあたり、送水管を固定する送水管固定擁壁を施工するため安全対策としての足場設置に日数を要し、年度内完了が困難であったため。
		中原城跡発掘調査	8,667,000		8,667,000			8,667,000	0	原城配水池築造工事に伴う発掘調査として、2段階に分けて実施する必要が生じ、年度内完了が困難であったため。
計			20,057,532		20,057,532			20,057,532	0	

